## 解説



# 国際公会計基準審議会 (IPSASB)公開草案 第58号 「IPSASの改善 **2015**]

IPSASBボードメンバー/公認会計士

公認会計士

### 本公開草案の構成

国際公会計基準審議会(IPSASB) は、2015年10月に本公開草案(ED)を 公表した。"改善"とは、国際公会計基準 (IPSAS)について定期的に"個別のプロ ジェクトを立ち上げるほど重要ではない" 修正をまとめて行うものである。本EDは、 特に『公的部門の主体による一般目的財 務報告の概念フレームワーク』(以下「概 念フレームワーク」という。)が2014年10 月に完成したことで、その内容を反映する ために従来よりも内容が幅広く、以下の4 部構成となっている。

パートI	概念フレームワークによる改善
パートII	一般的な改善
パートⅢ	政府財政統計による改善
パートIV	IASBによる改善

### 概念フレームワークによる ■ IPSASの改善(パートI)

修正提案の要旨①

2014年10月に公表された「概念フレー

ムワーク」の第1章から第4章に基づく修 正である。この修正は、質的特性、会計 方針、会計方針の選択及び適用に用いら れる根拠の優先順位に関するものである。

#### 修正提案の要旨②

「概念フレームワーク」の第3章は、一 般目的財務報告書における、情報の質的 特性及び情報の制約条件を取り扱ってい る。「概念フレームワーク」は、質的特性と して従来の"信頼可能性"ではなく"忠実 な表現"を採用した。

IPSASBは、「概念フレームワーク」の 第5章「構成要素」と第6章「認識」から 生じるIPSASの変更を検討する前に、認 識規準及び測定に関するガイダンスを部 分的に修正しないことを決定した。そこで、 "信頼可能性"の用語の説明を、認識又 は測定の側面の不確実性についての要 求事項を含んでいる各IPSASにおいて "信頼して"又は"信頼できる"を初めて使 用する個所の注記に含める。

2014年10月に概念フレームワークが完 成した。IPSASBは、これを受け、概念フ レームワーク全8章のうち、第1章から第4 章までを現行のIPSASに反映するため の範囲を限定したプロジェクトに着手した。

概念フレームワークの第1章から第4章 の内容は以下のとおりである。(正式表題 ではない)

- 第1章: 概念フレームワークの役割及び 権威
- 第2章:一般目的財務報告の目的及び利 用者
- 第3章:一般目的財務報告書における情報の質的特性(QCs)及び制約
- 第4章:報告主体

現行のIPSAS第1号「財務諸表の表示」(2006年12月改訂版)には、IPSASBが間接的に適用してきたQCsと制約を要約した「付録」が掲載されている。この「付録」を完全に削除するか、それともIPSASB独自の概念フレームワークを反映した内容に修正するかを検討し、「付録A」を完全に削除することを決定した。この決定に伴い、IPSAS第18号「セグメント報告」の付録Aも同様に削除する。

新しい概念フレームワークには、従来の"信頼可能性(reliability)"に代わり、 "忠実な表現(faithful representation)"という質的特性が定められた。

IPSASBは、一部のIPSAS(例: IPSAS第31号「無形資産」第26項)には認識規準が定められており、"信頼して(reliably)"又は"信頼できる(reliable)"の用語が含まれていることに注目した。また、他の多くのIPSASにも、当該用語への言及が含まれている。

認識及び測定は、概念フレームワークの第5章以降の内容である。IPSASBは、認識規準及び関連指針についての完全なレビューに先立って、今回の範囲を限定したプロジェクトにおいて認識規準の一部を変更することは不適切であると判断したが、上述のとおり、"信頼可能性"の質的特性は削除される。そこで、認識規

準を含む各IPSASには、"信頼可能性"の意味を説明する注記を含めることとした。この注記には、「信頼できる情報とは、重大な誤謬又は偏向がなく、利用者が表現することを意図するか、又は表現することを合理的に期待される場合に、それを忠実に表現するために依拠できるものである。」と明記する。

#### 3 一般的なIPSASの改善 (パートII)

#### 修正提案の要旨③

売却目的で保有する非流動資産及び 非継続事業を扱う、関連する国際会計基 準又は国内会計基準への言及を削除す る修正である。

#### 修正提案の要旨④

IPSAS第32号「サービス委譲契約:委譲者」と、IPSAS第17号「有形固定資産」との間の、類似しない資産が、同じ種類の資産として会計処理されるという不整合を明確化するための修正である。

IPSASBは、IFRS第5号『売却目的で保有する非流動資産及び非継続事業』は、公的部門には当てはまらないと考え、売却目的で保有する非流動資産及び非継続事業を扱う国際会計基準又は国内会計基準へのIPSASにおける言及を削除することに合意した。

IPSAS第32号における要求事項は、サービス委譲資産を、異なる内容や機能を有するものであったとしても、資産の種類の1つとして表示することを要求しているように思われる。類似性のない資産を類似性があるように報告することを要求するのは、IPSASBの意図とは異なるため、IPSAS第32号の意図をより明確にする提案を行うことを決定した。

サービス委譲資産とその他の資産と の間のバランスは、主体によって異なり得 るため、IPSASBは、再分類の時点で適 用されるべき測定基礎を主体自身が選択するのを認めることに同意した。

## **4** 政府財政統計によるIPSAS の改善 (パートⅢ)

#### 修正提案の要旨⑤

IPSASの"弾薬"の用語を、政府財政統計上の用語である"軍用棚卸資産"に置き替え、説明を含める。また、IPSASの"軍事用設備"の用語を、政府財政統計上の用語である"武器システム"に置き替え、説明を含める。

IPSASBは、IPSASの用語を可能な 範囲で政府財政統計(GFS)報告ガイド ラインの用語と整合させる方針を有して いる。上記はいずれもその一環の修正 提案である。また、説明文を付すことで、 IPSAS第12号「棚卸資産」及びIPSAS 第17号「有形固定資産」の適用範囲を より明確にすることが期待される。

## **5** (パートⅣ)

#### 修正提案の要旨⑥

果実生成型植物の定義を修正し、果 実生成型植物を、IPSAS第17号「有形 固定資産」の範囲に含める。

果実生成型植物とは、農産物の生産 又は供給に使用される、生きている植物 で、1会計期間を超えて生産物を生成す ることが予想され、廃材として売却される 場合を除き、それ自体は農産物として販 売される可能性がほとんどないものと定 義される。

これまでは、果実生成型植物は定義されておらず、農業に関係する果実生成型植物は、IPSAS第27号「農業」の適用範囲内のものとされていた。

果実生成型植物は、IPSAS第17号の 有形固定資産の定義を満たし、その稼働 は製造設備に類似している。したがって、 果実生成型植物は、IPSAS第27号の代 わりに、IPSAS第17号の適用範囲に含め る修正が必要である。果実生成型植物 の生産物は、引き続き、IPSAS第27号の 適用範囲となる。

IPSASBは、国際会計基準審議会 (IASB)が2014年6月に公表した『農業: 果実生成型植物(IAS第16号とIAS第 41号への修正)』と題された、IAS第16号 「有形固定資産」及びIAS第41号「農 業」の修正文書をレビューした。その結

果、当該修正を適用しない、公的部門特 有の理由は存在しないという結論に至っ

上記について、各国利害関係者のコメ ントが求められており、コメントの期限は 2016年1月15日である。